下関市下水道排水設備指定工事店指定申請要領（新規）

下関市下水道排水設備指定工事店として指定を希望される方は、下記要領で必要書類の提出をお願いいたします。

記

１．受付期間 令和７年１月１４日（火）から１月２４日（金）まで

※開庁日の９：００～１１：３０、１３：００～１６：００

２．申請資格　別紙「指定要件」に記載されている要件に全て適合していること。

３．申請方法　申請書類一式と申請手数料（３万円）を窓口に持参

**※郵送による受付はできません。**

４．申請窓口　下関市上下水道局　お客さまサービス課（下関市春日町７－３２　３階）

５．指定期間　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで（３年間）

申請書及び添付書類等

（申請書は「下関市上下水道局ホームページ」からダウンロードできます。）

|  |
| --- |
| 下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第１号） |
| ①個人事業主の場合は、代表者が破産手続開始の決定を受けて復権していない者に該当しないことを証する書類（法人の場合は必要ありません）を提出してください。  ※破産手続開始の決定を受けて復権していない者に該当しないことを証する書類とは本籍地の市町村にて申請・取得する「身分証明書」のことです。  ※免許証やマイナンバーカードのことではありませんのでご注意ください。  ※外国籍のかたで身分証明が取れない場合は、会社が証明してください。  ②申請業者が個人事業主の場合→住民票記載事項証明書（原本）  ※氏名、住所、生年月日の記載があるもの  ③申請業者が法人の場合→履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）と定款の写し  ※履歴事項全部証明書については、原本を提出してください。  ※定款の写しについては、写しの裏面に「原本と相違ありません」と記入し、日付、工事店所在地、工事店名及び代表者名を記入のうえ押印をしてください。  ④申請業者が山口県内の営業所所在地の市町村税を滞納していないことを証する書類（原本）  所在地が下関市の場合→「市税滞納なし」の証明  その他の市町村→完納証明書や滞納の無いことの証明  ※証明がない市町村は、現年を含め過去４年分の市町村に納めている税の納税証明書を提出してください。法人の場合は、法人と代表者のかた両方の完納証明、滞納の無いことの証明を提出してください。 |
| 誓約書（様式第２号） |
| 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第３号） |
| ①営業所の他に倉庫及び器材置場（寸法、面積）も記入してください。倉庫等が営業所と別の所在地にある場合は、別々の用紙を使用し倉庫等の住所も記入してください。  ②写真については、２枚以上の写真は角度を変えて撮影し、倉庫及び器材置場の写真も全景及び内部の計３枚を提出してください。全景写真は、建物全部を写したうえで、場所名も記入してください。 |
| 機械器具調書（様式第４号） |
| ①機械器具は別添「機械器具調書一覧表」を参考に、その名称及び数量と写真を一致させてください。その際、機械器具の名称も記入してください。なお、機械器具のリース等は認められません。 |
| 責任技術者名簿（様式第５号） |
| ①責任技術者証の写しは、表・裏の両面の写しを添付してください。  ②責任技術者の選任を確認できる書類を添付してください。  ※責任技術者の「選任」とは、雇用関係によりその工事業者に所属し、排水設備工事の監理監督を職務とすることをいいます。  ③個人事業主の方で選任を確認できるものがない場合は、会社が責任技術者の選任を証明してください。 |

※証明書等は、発行日から３か月以内のものを提出してください。

【その他】

一度納付していただいた申請手数料は、いかなる場合においても還付できませんので、ご了承ください。

審査に合格した者については、令和７年３月上旬～中旬に指定工事店証交付予定です。詳細については、後日、対象者へ連絡します。

【お問い合わせ先】

下関市上下水道局

お客さまサービス課　給排水係

TEL：０８３－２３１－１３６３

FAX：０８３－２３５－８５７５